

「みやぎ型管理運営方式」の実施方針(素案)に対する 民間事業者からの意見の概要について

1 意見募集の期間

令和元年9月2日から9月20日まで

2 事業者数及び意見数

事業者数 関心表明書提出 50社、意見書提出 35社

意見数 1,359件

3 意見の内容

実施方針素案に対する意見及び質問が寄せられた。実施方針素案の目次項目ごとの意見数を多い順に以下に示す。

項目	意見数
1.1.8 本事業の業務内容	316
別紙3 リスク分担表	105
1.1.16 改築	89
1.1.9 事業期間	72
1.1.13 運営権者が収受する料金及び維持管理負担金	69
1.1.15 運営権者収受額の臨時改定	66
3.2.2 瑕疵担保責任	55
1.1.14 運営権者収受額の定期改定	55
3.2.1 不可抗力	48
3.1.3 県が実施する施設の統廃合等	40
2.2 事業者選定のスケジュール	37
1.1.10 事業の費用負担	36
6.1.3 不可抗力解除又は終了	23
その他	348

民間事業者からの主なご意見への回答（案）

区分	項目	意見	回答	
1 1 8	本事業の業務内容（義務事業）	維持管理・改築	<p>・受水市町村との調整・対応 ・河川・ダム管理者との調整 これらは具体的にどのような内容を考えているのか。</p> <p>耐震工事が必要な土木構造物及び建築物があれば、維持管理又は改築業務のどちらに含まれるのか、工事実施主体と実施時期と併せてお示し頂きたい。</p> <p>水道用水供給事業及び工業用水道事業において、浄水発生土を有効利用した場合の収入は運営権者の収入になることを明確化すべきと考えます。</p>	<p>受水市町村との調整・対応、河川・ダム管理者との調整には、運転操作に係る日常的な調整・対応が該当します。詳細は要求水準書（案）をご確認ください。</p> <p>土木構造物及び建築物の耐震工事は改築に該当するため、県が実施します。実施時期に関する情報は開示資料をご確認ください。</p> <p>水道用水供給事業及び工業用水道事業における浄水発生土、並びに流域下水道事業における汚泥の売却収益は運営権者に帰属します。同様に附帯事業における収益も運営権者に帰属します。</p>
		土地、建築物及び工作物等貸付業務	⑤に示す有償貸付の場合の収受額の取扱いについて提示頂きたい。即ち、有償貸付から得られる収受額相当が運営権者の収益として計上し得るかを確認したい。	実施契約書（案）に示す条件に基づく土地貸付業務により収益が発生した場合には、運営権者に帰属します。
		関連業務	研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力について、費用負担額や業務内容等詳細につきましてご開示頂きたくよろしくお願い申し上げます。	研究機関等の要請に応じた試験研究等への協力については、場所の提供及び汚泥の提供等を想定しており、運営権者に追加の費用負担を求めるものではありません。これまでの実績については開示資料をご確認ください。
			石巻浄化センターおよび石巻東部浄化センターの汚泥量は、事業者で調整することはできません。汚泥受け入れ量は、提示されるものと考えます。また、汚泥受け入れ量は、処理費に影響することから、発生予測量が実際と異なる場合には、補正処理が行われるものと考えます。	石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理については、関連業務に変更する予定です。関連事業とした場合、石巻浄化センター及び石巻東部浄化センターからの汚泥の受入及び適正処理に係る費用は、県が別途負担します。
		本事業の業務内容（附帯事業）	附帯事業に係る費用	応募者による積極的な附帯事業の提案を促進するためには、附帯事業についても義務事業と同様に実費精算対象とすべきと考えます。
	土木構造物の改築		処理場構築物は運営権設定対象となっているが、改築は業務分担として官である。新たな処理工程を導入する際、構築物の改築は可能なのか。	附帯事業として土木構造物の改築を実施することについては認める方向です。詳細は競争的対話等でご確認ください。
	附帯事業の対象		「流域下水道事業において」と限定されていますが、上工水は新処理工程導入など附帯事業を想定されていないということでしょうか。	水道用水供給事業及び工業用水道事業において新たな処理工程の導入を妨げるものではありません。水道用水供給事業及び工業用水道事業において新たな処理工程を導入する場合は、運営権設定対象施設における維持管理及び改築に係る業務の中の改築業務の一環として提案・実施することが可能です。
	本事業の業務内容（任意事業）	県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業	運営権者が受託可能とされる市町村業務は水道及び下水道事業に関する業務としておりますが、類似事業（集落排水事業、浄化槽等）に関する業務を含めてもらいたいと考えます。	運営権者が受託することができる業務として、県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業の類似事業を追加する予定です。
			②県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業の受託については、事業期間中に市町村等が委託を発意し、運営権者が応じるという認識で問題無いか。	お見込みのとおりですが、受託に当たっては、県の承認が必要になります。

区分	項目	意見	回答
	任意事業の実施主体	任意事業について、運営権者が子会社を設立し、当該子会社が当該事業を実施する方法も許容されますでしょうか。	任意事業は、運営権者が実施することを想定していますが、詳細は募集要項に示す予定です。
	任意事業の実施場所	任意事業を行う場所は、「本事業用地及び運営権設定対象施設」に限定されているのでしょうか。	本事業用地外の任意事業として、②県内市町村等が事業主体である水道事業及び下水道事業に関わる事業及び③仙塩流域下水道事業における消化ガス発電施設の維持業務等を対象としています。
1 1 10	事業の費用負担	流域下水道事業の改築に係る費用負担	「実費精算」とありますが、ここでの「実費」に含まれる範囲を事例等を上げて明確に示して頂けますようお願い致します。
			流域下水道事業の改築においては、運営権者が発注する設計及び工事に加え、運営権者が発注する工事監理についても実費精算の対象となります。改築に係る発注等、運営権者において発生する費用については、各流域下水道事業の運営権者収受額に含めてください。
1 1 11	運営権対価	運営権対価の開示	9事業毎の運営権対価の早期開示をお願い致します。
			9事業毎の運営権対価については、募集要項に示す予定ですが、概算については、募集要項公表前に公表することも検討しています。
1 1 12	料金及び維持管理負担金	料金及び維持管理負担金の收受	「県は、徴収した運営権者が収受すべき料金等を一定期間保管し、運営権者に送金する。」とありますが、一定期間を明示願います。
			水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業ともに、県が料金等を徴収した翌月を目途に運営権者への支払いが行われる予定です。
1 1 13	運営権者が収受する料金及び維持管理負担金	水量見込及び費用見込額	年度毎の水量見込を県が提示することになっていますが、参画検討や事業計画検討を円滑に行うため、早めの公表を希望します。
		運営権者収受額の構成	IT投資の償却費は、表2のどの項目に該当しますか。
			償却費に該当します。また、償却費は、運営権者収受額の提案においては、改築費総額を言います。
		水量等による調整	運営権者収受額は、水量実績に応じて調整を行った額、とありますが、あくまでも従量料金分が調整され、基本料金分は調整されない、という理解で宜しいでしょうか。
			水道用水供給事業及び流域下水道事業における運営権者が収受する料金等は、月次運営権者収受額×当月の水量実績/月次水量見込にて算出します。工業用水道事業における運営権者が収受する料金は、月次運営権者収受額に当月の超過水量実績に応じた額を加えて算出します。ただし、要求水準を満たしている場合に限りです。
1 1 14	運営権者収受額の定期改定	定期改定の実施時期	運営権者収受額の定期改定は、本事業開始日及び各運営権者収受額の定期改定時からそれぞれ5年以内に行うものとする。とあるが、これは料金期間が原則として5年間で、料金等の定期改定が5年毎に実施されることを想定していることから、それに併せて運営権者収受額も5年毎に定期改定が実施されるという理解でよろしいか。
		需要の変動	水量見込は9個別事業ごとに算出されていること、需要の変動は個別事業ごとに異なることから、需要の変動は9個別事業ごとに改定を検討し算定いただけますよう、お願い致します。
			料金等の定期改定は、令和6年度、令和11年度、令和16年度及び令和21年度に行うことを予定しています。運営権者収受額の定期改定は料金等の定期改定に併せて実施することから、令和6年度、令和11年度、令和16年度及び令和21年度に行うことを予定しています。
			運営権者収受額は9個別事業ごとに提案を求めらるものであることから、運営権者収受額の定期改定は9個別事業ごとに行います。

区分	項目	意見	回答	
	物価の変動	第二次提案書は令和2年12月に提出いたしましたが、実施契約締結まで1年間ございます。当該期間中に、本事業の開始及び遂行にあたって著しい影響を与えるような事象が発生した場合（例えば、著しい物価変動に伴い収受額の臨時改定を実施しなければならないような場合等）は、運営権者が負担できるリスクではないという理解であり、このような場合のリスク（実施契約締結までの事業環境変化等に係るリスク）は県が負う建付けとして頂きたい、お願い申し上げます。	物価の変動による運営権者収受額の改定は、実施契約締結時に適用する物価水準ではなく、優先交渉権者選定時に適用する物価水準からの変動を基に行うこととする予定です。	
	公租公課の改定	運営権者収受額の定期改定に関し、運営権者収受額の構成要素であるコ）公租公課の改定につきましては、特定法令等変更に関し該当するか否かを問わず、「3）法令等又は県条例若しくは県の計画変更」として改定がなされる理解でよろしいでしょうか。	法令等又は県条例若しくは県の計画の変更による運営権者収受額の定期改定として、税制変更による定期改定の内容を実施方針に明記する予定です。	
1 1 15	運営権者収受額の臨時改定	動力費の変動	流域下水道のみ動力費変動も加えられているのでしょうか？上工水においても同様に著しい動力費変動についても、臨時改定対象として加えて頂きたい、お願いいたします。	流域下水道事業においては、費用全体に占める動力費の割合が高いことから、動力費の変動による運営権者収受額の臨時改定を行うこととしています。水道用水供給事業及び工業用水道事業においては、費用全体に占める動力費の割合が大変低いことから、運営権者の経営への影響が低いと判断し、動力費の変動による運営権者収受額の臨時改定を行わないこととしていますが、物価の変動による臨時改定の項目に動力費を含めています。
	公租公課の改定	運営権者収受額の臨時改定に関し、運営権者収受額の構成要素であるコ）公租公課の改定につきましては、特定法令等変更に関し該当するか否かを問わず、「4）法令等又は県条例若しくは県の計画変更」として改定がなされる理解でよろしいでしょうか。	法令等又は県条例若しくは県の計画の変更による運営権者収受額の臨時改定として、税制変更による臨時改定の内容を実施方針に明記する予定です。	
1 1 16	改築	改築内容の変更	改築にあたり、設備の省略や仕様の変更・ダウングレード等、事業者の裁量で変更できる範囲を明確にするべきである。	運営権者は提案した改築を実施する義務を負うことから、原則として改築内容の変更は認めません。ただし、事業環境の変化により、改築内容の変更の必要が生じた場合、運営権者は改築計画書（案）に変更内容を記載し、県が承認した場合に限り変更が認められます。なお、提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合に、県は改築内容の変更を承認するものとします。
	改築実施時期の変更	改築計画書において、実施時期をずらす場合、実施内容を変更する場合の取扱いについて、ご提示ください。	改築計画書（案）において、運営権者が事業期間内での改築実施時期の変更を求めた際、県は原則として実施時期の変更を承認します。ただし、事業運営に支障があると判断される場合には実施時期の変更を承認しないこともあります。また、提案した改築と同等以上の性能を有することが確認できる場合に、県は改築内容の変更を承認するものとします。	
	改築における運営権者のインセンティブ	実施を取り止める一方、追加で工事が必要になるなど、20年間の事業の中で、改築のタイミングや内容の変更をすることは十分に考えられます。事業期間中及び事業終了時の要求水準を担保した上で、改築に係る費用として優先交渉権者選定時に提案した金額をさらに削減できた場合には、運営権者のインセンティブとして頂きたい、お願い致します。	運営権者は提案した改築内容について履行義務を負いますが、水道用水供給事業及び工業用水道事業においては改築内容を変更することなく、当該改築に係る費用が、優先交渉権者選定時に提案した金額と相違する場合についても、運営権者収受額の変更及び運営権者から県への支払いはないことから、運営権者にインセンティブのある方式としています。	

区分	項目	意見	回答
	流域下水道事業における 県が提示する改築計画	流域下水道事業において県が提示する事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画は、その後の事業期間における改築計画に影響を及ぼす可能性があるため、運営権者が協議することができると思ふべきだと考える。	流域下水道事業において県が提示する事業開始日から令和5年3月31日までの改築計画を変更できない前提で改築提案書を作成ください。事業開始日から令和5年3月31日までの流域下水道事業の改築計画について、優先交渉権者と県とが協議する場を設けることを検討致します。
	改築計画書に記載のない改築	県に承認された変更改築計画書に記載の当初の改築計画書に記載のない改築に係る増加費用については、県に支払うべき金額から当該増加費用を控除するものと理解してよろしいか。	県に承認された変更改築計画書に記載の当初の改築計画書に記載のない改築に係る増加費用については、次期の改築計画書（案）に記載することができ、県が承認した場合は、県に支払うべき金額から控除とするものとします。
	本事業開始後に県が実施する工事	県が実施する管路等に係る工事のうち、運営権者の実施する業務との間で調整が必要となる工事について、これに協力するものとすると思いますが、どのような協力をする必要があるのか具体的にご教示いただきたい。	本事業開始後に県が実施する工事に係る協力については、運営権者に追加の費用負担を求めるものではありません。
1 1 17	運営権者が受領する権利・資産	運営権者譲渡対象資産の譲渡方法	備品・消耗品等の資産譲渡を想定しているが、有償譲渡となるか無償譲渡となるかを提示頂きたい。有償の場合は金額規模も併せて提示頂きたい。
			運営権者譲渡対象資産の譲渡方法として以下を予定しています。 「運営権者は、本事業開始日に運営権者譲渡対象資産を県から譲り受ける。譲渡手続は、県が作成した予定価格に対し、運営権者が見積書を提出する方法で行う。運営権者が予定価格以上で有効な見積書を提出した場合、県と運営権者は運営権者譲渡対象資産に関する物品譲渡契約を締結し、運営権者は、当該契約の定めに従って県が指定する期日に一括払いで対価を支払い、運営権者譲渡対象資産を取得する。」 運営権者譲渡対象資産の予定価格については、募集要項公表時に開示する予定です。
1 1 18	県から運営権者への職員の派遣	要請時期	県は、P F I 法第80条に基づく運営権者への県職員の派遣を予定していないが、運営権者からの要請等に応じて、運営権者への県職員の派遣を検討するものとする。とあるが、運営権者が県職員の派遣を要請する場合、要請する時期（期限）をご教示下さい。
		派遣における条件	県職員が派遣されることになった場合、当該職員に係る人件費の負担、労務管理、福利厚生、人事制度等について考え方を教示下さい。
2 2	事業者選定のスケジュール	現地調査	現地調査期間が明記されておりませんが、十分な期間を確保して頂けますようお願い致します。
		競争的対話	競争的対話の実施項目に実施契約の内容についての対話も含めていただきたい。
			実施方針（素案）の表6スケジュールに記載の競争的対話の実施の期間において、現場確認及び資料閲覧の機会を複数回設定する予定です。
2 3 1	委員会による審査	委員の権限	「委員」と「臨時委員」には審査上の権限の差異はあるかお示しください。
			宮城県民間資金等活用事業検討委員会において「委員」と「臨時委員」には審査上の権限の差異はありません。
2 3 2	審査方法	一次審査	公告から一次提案までの期間が限られているため、一次提案に求める内容は、必要最低限にとどめて頂けますようお願い致します。
		評価方法	優先交渉権者選定基準につき、評価基準でどこに重みづけがあるのか等、方針を明示いただけますと幸いです。
			評価項目及び項目ごとの配点については優先交渉権者選定基準に示します。

区分	項目	意見	回答	
2 4	応募者の参加資格要件	応募企業又はコンソーシアム構成員に求める要件	「応募企業又はコンソーシアム構成員に求める要件について別途定めることを予定している。具体的な要件については、募集要項に示す。」とありますが、実施方針素案で一部実績に関して資格要件が示されているので、募集要項ではなく、実施方針等早い段階で示していただきたいと考えます。	応募企業又はコンソーシアム構成員に求める要件については、募集要項に示す予定ですが、確定した部分については実施方針に示す予定です。
3 1 1	県の契約等の承継	契約書の開示	具体的にどのような契約が運営権者に引き継がれるのかご教示頂きたい。	運営権者が承継する契約の契約書については、一次審査通過後に、一次審査を通過した者に対して開示する予定です。
3 1 2	前提条件	県が実施する業務への協力	「～県から要請があった場合は、運営権者は県に協力するものとする。」とありますが、協力の要請内容について、協議の機会があることを前提とさせていただきます。	当該協力については、運営権者に追加の費用負担を求めるものではありません。
3 1 3	前提条件	県が実施する施設等の統廃合	大崎広域水道用水供給事業における中峰浄水場の休止は、応募者の提案内容に与える影響が大きいため、休止時期や休止方法等を実施方針において示すべきだと考える。	大崎広域水道用水供給事業の中峰浄水場については、供給水量の長期見通しにより本事業終了後に休止を予定していることから、維持管理費用の増額を踏まえた上で、可能な限り更新投資を抑制した提案を求めることを予定しています。
			改築は、既設仕様と同等もしくはそれ以上のものに更新若しくは長寿命化するのが基本ですが、本事業が求める効率的かつ効果的な新たな運営手法のためには実流量に対応したダウンサイジング等が有効となる可能性があります。このような既設仕様よりも機能向上が認められるものの能力が低下する機器への改築は認められるか否かは提案の根幹にかかわる事項のため明確化すべきと考えます。	水道用水供給事業及び工業用水道事業については、要求水準を満たすことができる場合においては、現行の設備の能力を確保することは必須ではありません。流域下水道事業については、現行の設備の能力を確保することを前提に提案を求めることを予定しています。
3 1 4	前提条件	指定廃棄物の管理	「指定廃棄物の管理については、県が行うものとする」とありますので、受入や受入場所周辺の管理も含め、貴県にて管理頂けるものとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3 2 1	リスク分担	不可抗力	「災害復旧事業等の復旧に要する総事業費が一定額未満のもの、運営権者による設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じた認められるもの、及び維持管理の義務を怠ったことに起因して生じた認められるものについては、運営権者の負担とする。」の一定額未満の定義について明確にお示しください。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱並びに工業用水道事業費補助金交付要綱に示される一定額をいいます。
			「運営権者は要求水準に基づき自らが作成するBCPに従い適切な初動対応を行う」とありますが、BCPについては作成時点において県に内容を確認して頂くことをご検討頂けますでしょうか。	BCPの作成に当たっては、運営権者と県が協議を行うことを想定しています。
3 2 2	リスク分担	瑕疵担保責任	募集要項等、県が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵、物理的な瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、県は、一定期間これらの瑕疵についての責任を負うべきと考えます。	開示情報等の調査及び運営権設定対象施設の現地確認などを応募者が調査及び確認を実施できる十分な期間を設けることとします。
3 2 7	リスク分担	国補助金制度の変更等	「計画の見直しなどを行い、交付額に応じた事業の実施を原則として行う」とありますが、要求水準を満たす計画を立案出来ない場合、従前通り実施すること及び県が費用負担することについて、協議できるとの理解でよろしいでしょうか	国補助金等の要望に対して交付額が相違する場合は、国及び運営権者は、計画の見直し等を行い、交付額に応じた事業の実施を原則としています。ただし、交付額に応じた改築について、要求水準を満たす改築計画書を立案できない場合は、原則として要求水準を満たす改築計画書を作成するものとし、当該改築費用を実費精算の対象とします。

区分	項目	意見	回答	
		国補助金制度が変更される場合においては、県及び運営権者は、協議の上、実施契約の継続等に向けた措置を講ずるとありますが、交付金条件の変更により、従来の改築計画が適用不可能となり、より高級な仕様の設備が必要となる場合の改築費の上乗せは考慮されると考えてよろしいですか。	ご記載の事象は限定的であると認識していることから、個別の事象が発生した場合に、協議にて対応致します。	
3 2 9	リスク分担	県が遂行する業務に起因する事象	県が遂行する業務に悪影響を及ぼす天災事変等（不可抗力事象に該当しないもの）が生じたことにより県の遂行する業務に支障を来したことに起因する運営権者の業務遂行の中断及び不能等のリスクについても、県の負担として頂けるとの理解で宜しいでしょうか。すなわち、県の帰責性の有無を問わず、県が遂行する業務に起因する場合には、県がリスクを負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4 1	運営権設定対象施設	衡東浄水場	表8に衡東浄水場の記載がありませんが、本事業の対象範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6 1 1	事業継続困難時の措置	運営権者事由解除	・運営権者事由解除における解除後の措置において、他解除事由でもある通り、「県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還する。」を適用することをご検討頂けないでしょうか。	運営権者事由解除の場合、県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還することを実施方針に明記する予定です。
6 1 2	事業継続困難時の措置	県事由解除又は終了	特定条例等変更により本事業の継続が困難となった場合には、運営権者が実施契約を解除できること、および、当該解除後の措置は、6.1.2の2)に従うことを明確化すべきと考えます。	特定条例等変更による解除は、県事由解除に含まれることを実施方針に明記する予定です。
6 1 3	事業継続困難時の措置	不可抗力解除又は終了	不可抗力事象により運営権設定対象施設がすべて滅失したケースのみ、運営権対価の返還が予定されており、それ以外の場合には運営権対価返還は規定されてはいないようです。全て滅失の場合とそれ以外の場合とで区別する合理性はないと思いますので、いずれの場合も運営権対価を返還頂きたいお願い申し上げます。	不可抗力事象により実施契約を解除する場合、県は、運営権者に対し、運営権者が支払った運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還することを実施方針に明記する予定です。
		一部事業解除	本事業のうち、一部の事業のみ解除される場合、解除の対象や条件等は両社で協議することとなっているが、相応な運営権対価の一部返還が実施されることの明文化が必要と考える。	本事業のうち、一部の事業について実施契約の解除及び運営権の取消しが生じた場合、県は、運営権者に対し、運営権者が支払った解除対象事業に係る運営権対価のうち残余の存続期間に対応する部分を返還することを実施方針に明記する予定です。
別紙3	リスク分担表	業務遂行の中断・不能	貴県の帰責以外の事由による業務遂行の中断・不能は運営権者の負担とありますが、不可抗力事象の場合も貴県の負担対象に含めることを明示して頂けます様お願い致します。	不可抗力事象による業務遂行の中断・不能を運営権者のリスクから除外する予定です。
		料金等の不払	料金等不払のリスク負担については工業用水道事業に限定して記載されておりますが、水道用水供給事業及び流域下水道事業においても、夕張市の破綻事例もあることから市町村といえども料金等の不払リスクが生じないとは言えないと考えます。	市町村における料金等の不払は、極めて限定的であると認識していることから、個別の事象が発生した場合には、協議にて対応を行います。
			「滞納者への督促をしてもなお回収できない工業用水利用者における料金不払による運営権者の減収」は運営者負担とありますが、徴収業務を担うのは県であるため、回収できないリスクは県が負うよう、お願いいたします。	運営権者が収受する料金の督促は運営権者の責任で行うべきものですが、実施契約とは別に県と運営権者が締結する契約に基づき、県が未納者への催促を代行します。ただし、未収の運営権者が収受する料金は運営権者の債権であり、債権回収は民法上の手続きにより運営権者が行うこととなります。

区分	項目	意見	回答
	瑕疵担保責任	【事業期間中の維持管理及び改築に関連して整備された情報等に瑕疵が発見された場合（本事業終了後一定期間内の場合）】とありますが、一定期間を明示願います。	一定期間が「1年間」である旨を実施方針に明記する予定です。
		「本事業終了後に運営権設定対象施設に物理的な瑕疵があった場合（本事業終了後一定期間内の場合）」とあるが、「一定期間」として想定する期間を提示頂きたい。	一定期間が「1年間」である旨を実施方針に明記する予定です。
	施設・設備の損傷	貴県の帰責以外の事由による施設・設備の損傷は運営権者の負担とありますが、不可抗力事象の場合も貴県の負担対象に含めることを明示して頂けます様お願い致します。	不可抗力事象によるものを運営権者のリスクから除外する予定です。
	水量の変動	当該リスクについて、現状の内容では「洪水、積雪による取水障害」に係るリスクも運営権者の負担することとなり、洪水・積雪の程度も様々である以上、全てについて運営権者がリスク負担するというのは不合理かと思われます。この点、リスク負担の範囲が合理的に限定されるよう再検討頂けますようお願い申し上げます。	不可抗力事象によるもの（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業に該当するもの）を運営権者のリスクから除外する予定です。
	一時的な原水水質の変化	具体例として記載されている「油の流入等による水質悪化」は、運営権者はコントロール出来ず、程度によっては著しく施設の維持管理に影響を与えるため、県によって負担されるべきと考える。	取水停止を行わなければならない一時的なものを除き原水水質の変化を運営権者のリスクから除外する予定です。